

国立大学法人大阪大学大学院工学研究科と原子力規制庁との間の 研究連携の推進に関する協定書

国立大学法人大阪大学大学院工学研究科と原子力規制庁は相互の連携推進により、社会における実用につながる学術研究の振興と研究成果の社会活用の推進を図るため、ここに両者の連携推進協定を締結することに合意するものである。

第1条 両者は、社会における実用につながる学術研究の振興と研究成果の社会活用の推進を図るため、以下により連携推進を行うものとする。

1. 職員の相互の派遣による人材育成
2. 共同研究、委託研究等の実施とこれに伴う研究者の交流
3. 連携推進会議の開催
4. 2. 以外の研究者の交流

第2条 前条に定める研究者の交流及び連携推進会議の具体的な事項は、その都度両者で意見の交換を行い調整するものとする。

第3条 両者は、本協定の存在につき、第三者に開示できるものとする。

第4条 本協定は、両者代表の署名完了の日から3年間効力を有するものとする。両者のいずれかが本協定の満了する6か月前までに文書により通知した場合は、本協定を終了することができるものとする。また、当該通知がなされない場合は、本協定はさらに3年間更新されるものとする。

第5条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は改定の必要がある場合は、両者が協議の上、処理するものとする。

この協定書は、2通作成し、両者がそれぞれ1通保有するものとする。

令和2年2月13日

令和2年2月13日

国立大学法人大阪大学
大学院工学研究科長

馬場口 登



原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房人事課長

金城 慎

